

令和 3 年度基本政策小委員会の審議の経過等について

令和 4 年 3 月 1 4 日
文化審議会著作権分科会
基本政策小委員会

1. はじめに

規制改革実施計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）や知的財産推進計画 2021（令和 3 年 7 月 13 日知的財産戦略本部決定）等を踏まえ、令和 3 年 7 月 19 日、文部科学大臣より文化審議会に対して「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問された。それを受けて、著作権分科会基本政策小委員会（以下、「本小委員会」という）において、同年 8 月に第 1 回を開催して以降、簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について、並びに、DX 時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について、10 回にわたり議論を進めてきた。その他、著作権行政を巡る諸動向についての報告を受けて、意見交換等を行ってきた。

その審議の経過等は、2. の記載のとおりであり、今年度、結論が得られていない課題については、来年度以降も引き続き検討を行うこととする。

2. 課題の審議状況について

（1）簡素で一元的な権利処理方策と対価還元について

「デジタルトランスフォーメーション（DX）」による環境の変化を踏まえ、「コンテンツ創作の好循環」の最大化を目指し、さらなる文化の振興を図る必要があること、また、過去のコンテンツに加え、無数の創作されるコンテンツは、その著作権者などの探索といった権利処理コストが高いといった理由で必ずしも利用に結びついていないとの声があったところ、規制改革実施計画等において、令和 3 年検討・結論、令和 4 年度措置を目指した検討のスケジュールが整理された。

これに基づき、本小委員会では、8 月以降 8 回にわたり、ネットクリエイターやいわゆる Z 世代等も含め、多様な関係者からのヒアリングやパブリックコメントを行い、簡素で一元的な権利処理方策について、集中的かつ丁寧に議論を進めてきた。そして、12 月 2 日の本小委員会において中間まとめ（案）が審議され、その後、12 月 22 日の著作権分科会において、「中間まとめ 『DX 時代に対応した簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』 及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育について』」がとりまとめられた。1 月以降は、法制度小委員会において、法制的課題や国内法制・条約との関係等について、議論が進められている。

中間まとめでは、著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索を行うことに加え、著作権者不明の場合のみならず、意思表示等がされておらず連絡がとれない著作物等について、新たな権利処理の仕組みを創設するといった方向性が示された。

また、著作物等の利用円滑化と適切な対価還元の実現に当たっては、著作権制度・政策の普及啓発や教育が欠かすことができず、普及啓発・教育の在り方もDX時代に対応したものである必要がある。そのため、著作物等をどうすれば適法に利用できるかや、クリエイター目線での普及啓発、青少年のインターネット利用といった関連する分野と連携した普及啓発などの観点を踏まえた検討の方向性が示された。

(2) DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策について

①DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策について

令和3年7月19日、文部科学大臣から文化審議会に対する「デジタルトランスフォーメーション(DX)時代に対応した著作権制度・政策の在り方について」諮問において、デジタルプラットフォームサービスに係るいわゆるバリューギャップや契約の在り方についての課題や実態等を踏まえた対応の審議が要請されている。

これを受けて、事務局において音楽分野を対象として調査を実施、部分的ではあるものの、デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する実態が把握された。

本委員会では、調査結果の報告を踏まえ、どのような視座・視点でデジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの適切な対価還元に係る検討を深めていくべきか議論を行った。委員からは、音楽は集中管理の度合いなどで他分野と異なり特殊であり、他分野にも調査を広げる必要があるのではないかとの意見、対価還元に係る完全な情報を得るのには限界があり、更なる実態の把握に努めることと並行し、得られた情報を基に政策上の選択肢等を検討する姿勢が必要ではないかとの意見、権利者にとっての透明性にも配慮すべきとの意見、また、クリエイターとユーザー、個と個が繋がるといった将来的な姿も視野に入れて検討を深めることも重要との意見などがあつた。

今後、音楽以外の分野を対象とした実態調査の検討や、今回整理した視座・視点を基礎として論点整理など行っていく必要がある。

②ブロックチェーンやNFTの活用による著作物の流通促進や対価還元の可能性について

12月に取りまとめられた「中間まとめ『DX時代に対応した簡素で一元的な権利処理方策と対価還元』及び『著作権制度・政策の普及啓発・教育について』」において、「新しい技術の動向も見据えつつ、運用面や制度面での検討を行っていくことが重要」との意見があつたことを踏まえて、ブロックチェーンやNFT(Non-Fungible Token)の活用に関する課題や今後の可能性等について、有識者から報告を受け、意見交換を行った。

コンテンツに係るNFTそれ自体は、当該コンテンツの所有者や取引データ等の一部が記録されているものであるが、コンテンツそのものではない。また、そのNFTの保有者は当該コンテンツの所有権や著作権を有しているわけではない。このNFTはブロックチェーン上に取引データが記録されることによる対改ざん性、データの永続性、透明性がある一方、デジタルコンテンツ自体はブロックチェーンの中に記録されず、一般のウェブサーバーに保存されており、当該NFTと当該コンテンツが適切に結びついているのかといった信頼性の課題等があるとの指摘がされた。

また、民法上の所有権は有体物のみを生じ、デジタルデータに所有権を觀念することはできないため、いわゆる、「デジタル所有権」との評価は不正確である。コンテンツに係るNFTの取引では、作品それ自体に対する支持やオーナーシップを示す様な性質のものとして捉えられているとの説明があった。なお、NFTを活用した二次流通時の一次発行者へのロイヤリティについては、現時点ではNFT自体の標準仕様によるものではなく、個別の取引サービスに依存していることに留意が必要である。

これらを踏まえNFTは、コンテンツの価値を流通させるツールであり、利用者に新たなサービスやデジタル資産を利活用する場を提供することで、対価を還元するというエコシステムを作ることが重要という指摘があった。

また、コンテンツ分野でのNFT利活用の方向性として、一点もののアートの取引の価値の向上や、NFT保有者を会員のように見なしてサービスを行う等の活用可能性が紹介されるとともに、今後実務の発展や共通のルール・仕様の形成が行われていくだろうとの説明があった。

これらについて委員からは、信頼性の担保はブロックチェーンやNFT特有の問題ではなく、コンテンツ流通全体の問題であり、ライセンスマーケットと一体で議論すべきという意見や、権利者側との協働・協力体制の構築や取引ルールの明確化が重要であるといった意見があった。

また、コンテンツに係るNFTの取引の中には、著作権侵害コンテンツが含まれていたり、NFTの取引により何が得られているのか不明確なまま投機的な投資が行われていたりする現状もある。著作権侵害コンテンツが含まれるNFTの取引では、当該コンテンツを市場サイトに掲載することは公衆送信権等の侵害になり得るものであり、海賊版と同様の対処が必要となる。これらについては、コンテンツに係るNFTの取引について、権利者や消費者に対する普及・啓発も考えられる。

3. 開催状況

第1回 令和3年8月5日（木）

- (1) 基本政策小委員会主査の選任等について【非公開】
- (2) デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について

第2回 令和3年8月24日（火）

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 自由討議

第3回 令和3年8月31日（火）

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 自由討議

第4回 令和3年9月15日（水）

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 簡素で一元的な権利処理（具体的検討に当たっての論点）について

第5回 令和3年10月6日（水）

- (1) 関係者からのヒアリング
- (2) 簡素で一元的な権利処理（権利情報データベース・UGC等のデジタルコンテンツの利用促進・現行の裁定制度の改善）について

第6回 令和3年10月27日（水）

- (1) 簡素で一元的な権利処理（いわゆる「拡大集中許諾制度」を基にした簡素で一元的な権利処理方策・著作権制度の普及啓発）について

第7回 令和3年11月15日（月）

- (1) 簡素で一元的な権利処理（中間まとめ（素案））について

第8回 令和3年12月2日（木）

- (1) 中間まとめ（案）について

第9回 令和4年2月9日（水）

- (1) ブロックチェーンやNFTの活用について
- (2) DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策（DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策）について

第10回 令和4年3月2日（水）

- (1) ブロックチェーンやNFTの活用について
- (2) DX時代に対応したコンテンツの権利保護、適切な対価還元方策（DX時代におけるクリエイターへの適切な対価還元方策）について
- (3) 令和3年度基本政策小委員会の審議の経過等について

4. 委員名簿

	あしだて まさみ 蘆立 順美	東北大学大学院法学研究科教授
	いけがい なおと 生貝 直人	一橋大学大学院法学研究科准教授
	いのうえ りりこ 井上 由里子	一橋大学大学院法学研究科教授
	いまこ さゆり 今子 さゆり	日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクトリーダー
	おおた しやうぞう 太田 勝造	明治大学法学部教授
○	おくむら こうじ 奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	きし ひろゆき 岸 博幸	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	くらた しん 倉田 伸	長崎大学人文社会科学域（教育学系）准教授
	こうの やすこ 河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	ごとう たけろう 後藤 健郎	一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構代表理事
	さかい たかとし 坂井 崇俊	エンターテイメント表現の自由の会代表
◎	すえよし わたる 末吉 互	弁護士
	すが ひろえ 菅 浩江	S F 作家、光華女子大サブカルチャー論講師
	なかむら いちる 中村 伊知哉	i U（情報経営イノベーション専門職大学）学長
	にへい あつひろ 仁平 淳宏	一般社団法人日本ネットクリエイター協会専務理事
	はた よういちろう 畑 陽一郎	一般社団法人日本レコード協会常務理事・事務局長
	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
	まえだ てつお 前田 哲男	弁護士
	よしむら たかし 吉村 隆	一般社団法人日本経済団体連合会産業技術本部長

※◎は主査、○は主査代理

(以上 19名)